

一般名処方加算に関するご案内

当院では、厚生労働省の方針に基づき、患者さまへの医薬品の安定供給および適切な医療提供を目的として、[一般名処方\(お薬の有効成分名による処方\)](#)を積極的に実施しております。

■ 一般名処方とは

一般名処方とは、医師が医薬品の「商品名」を指定するのではなく、お薬の「有効成分の名称(一般名)」で処方せんを発行することを指します。

これまで特定の商品名で指定されることが一般的でしたが、一般名で処方することで、薬局において在庫状況や患者さまのご希望に応じた医薬品を選択することが可能になります。

■ 一般名処方の 3 つのメリット

1. 安定した提供

供給不安定な時でも、調剤薬局で在庫のある同成分のお薬に柔軟に切り替えられます。

2. 負担の軽減

安価なジェネリック医薬品を選択しやすくなり、窓口負担が抑えられる場合があります。

3. 安全な薬剤管理

成分名が明記されることで、重複投与を防ぎやすくなり、安全性が高まります。

■ 処方されるお薬について

一般名処方で発行された処方せんを受け取られた際は、調剤薬局の薬剤師が医師の指示および患者さまのご希望を確認した上で、最適な医薬品を決定します。

「今までのお薬と同じものがいい」「できるだけ安価なジェネリックにしたい」といったご要望は、当院の医師または調剤薬局の薬剤師へお気軽にご相談ください。

■ 一般名処方加算について

当院では、国の算定基準(診療報酬制度)に基づき、一般名処方を行った場合に「一般名処方加算」を算定させていただいております。



※この制度は、医薬品の安定供給を確保し、質の高い医療を推進するために設けられたものです。